○ 窒素含有量に係る総量規制基準

平成19年6月18日 福岡県告示第1209号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成19年9月1日から施行する。

窒素含有量に係る総量規制基準(平成14年7月福岡県告示第1158号)は廃止する。ただし、 平成19年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(平 成19年9月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては特定排出水の量)を 除く特定排出水の量に係る窒素含有量に係る総量規制基準については、平成21年4月1日の前 日までの間は、なお、従前の例による。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号ヲに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、別表1の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

附則(平成21年告示第625号)

- この告示は、公布の日から施行する。
 - 附則(平成24年告示第221号)
- この告示は、公布の日から施行する。

別表1

148			
J	頁	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
	1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第100号。以下「特別措置法」という。)第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	
	2	平成14年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後特別措置法第5条の規定による許可の申請又は法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	Ln= (Cni×Qni + Cno×Qno)

備考

別表1に掲げる式において、Ln、Cn、Cni、Cno、Qn、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cn 別表 2 第 3 欄(1) に掲げる窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)
- Cni 別表 2 第 3 欄 (2) に掲げる窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)

Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定 排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排 出水の量) (単位 1日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。) (単位 1日につき立方メートル)

なお、一つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表 2に掲げる業種その他の区分ごとに別表1に掲げる算式により算定した汚濁負荷量を合計し たものとする。

別表2

(平21告示625・一部改正、平24告示221・一部改正)

(平21告示625・一部改正、平24告示221・一部改正)						
		窒素含	含有量			
整理		(単位 1リット				
番号	業種その他の区分	ルにつき	ミリグラ	備考		
		ム)	1			
		Cn	Cni			
2	畜産農業	60	60			
3	天然ガス鉱業	60	60			
4	非金属鉱業	15	15			
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	30	10			
6	乳製品製造業	20	10			
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げる ものを除く。)	30	10			
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10			
9	寒天製造業	20	10			
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10			
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	45	10			
12	冷凍水産物製造業	45	10			
13	冷凍水産食品製造業	45	10			
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		10			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料 品製造業	20	10			
16	野菜漬物製造業	20	10			
17	味そ製造業	20	10			
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10			
19	うま味調味料製造業	20	10			
20	ソース製造業	20	10			
21	食酢製造業	20	10			
22	砂糖精製業	20	10			
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10			
24	小麦粉製造業	20	10			
25	パン製造業	20	10			
26	生菓子製造業	20	10			
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10			
28	米菓製造業	20	10			

整理番号	業種その他の区分		含有量 1リット ミリグラ	備考
		Cn	Cni	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵 母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造 に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維製品に係 るものを除く。以下同じ。)で整毛 工程に係るもの		10	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット 加工その他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程(以下「染 色整理工程付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの(前項に掲げる ものを除く。)	20	10	綿織物捺染工程にあっては、第3欄 (1)の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの		10	

整理番号	業種その他の区分		含有量 1リット ミリグラ	備考
		Cn	Cni	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの		10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処理工 程を含む。)に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。)に係るもの		10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るも の	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係る もの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水 した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程 に係るもの	20	10	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項 に掲げるものを除く。)	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で溶解パルプ製造工程に係る もの		10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でサルファイトパルプ製造工 程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程 程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に保るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10	

		室素部	含有量	
整理			1リット	
番号	業種その他の区分	ルにつきミリグラ ム)		備考
		Cn	Cni	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙			
81	製造業で未さらしクラフトパルプ製		10	
	造工程に係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしクラフトパルプ製造	20	10	
02	工程(前工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。) に係るもの	20	10	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とするパルプ製		4.0	
83	造工程に係るもの(次項に掲げるも	20	10	
	のを除く。)			
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙制造業で大紙な原料は、時人となる			
84	製造業で古紙を原料とし脱インキ又 は漂白を行うパルプ製造工程(前工	20	10	
	程の離解工程を含む。)に係るもの			
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙			
85	製造業で木材又は古紙以外のものを 原料とするパルプ製造工程に係るも	20	10	
	の			
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙			
	製造業でグランドパルプ、リファイ			
	ナーグランドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とする洋紙製			
86	造工程(前工程のグランドパルプ、	20	10	
	リファイナーグランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製造工程を			
	有するものに限る。)に係るもの			
87	製造業で洋紙製造工程に係るもの		10	
	(前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを 除く。)	20	10	
	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工			
97	品製造業(整理番号76の項から前項	20	10	
	までに掲げるものを除く。)			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷	20	10	
	するものを含む。)			

102				^ _ =	Г
#4年その他の区分 かにつきミリグラ 人) につきミリグラ 人) 信考					
101 製販業 20 10 10 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2		業種をの他の区分			借老
101 製版業 20 10 (1) アンモニア製造工程にあっては、第3欄(1) 及び(2) の値は、	番号	未催でい他の区力 		~ > > > >	加力
102 金素質・りん酸質肥料製造業			Cn	Cni	
102	101	製版業	20	10	
104 化学肥料製造業 (前二項に掲げるも のを除く。) 15 10 105 ソーダ工業 15 10 106 電炉工業 15 10 15 10 15 10 166 電炉工業 15 10 15 10 17 無機顔料製造業 15 10 10 無機顔料製造業 15 10 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					それぞれ40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程に あっては、第3欄の値は、それぞれ 200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、第3 欄(1)及び(2)の値は、それぞ
10 10 10 10 10 10 10 10	103	2	15	10	
106 電炉工業	104		15	10	
107 無機 額料製造業 50 40	105	ソーダ工業	15	10	
無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 15	106	電炉工業	15	10	
108	107	無機顔料製造業	50	40	
109 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの 15 10 用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。 110 間が・合成染料・有機顔料製造工程間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの 15 10 空素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。 111 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの 15 10 112 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの 15 10 113 本期間工程に係るもの 15 10 113 本期間工程に係るもの 15 10 113 本期間工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの 15 10 空素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。 114 会除く。) 石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。) 15 10 115 10 ごのでは、それぞれ20、15とする。 116 15 10 117 工油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15年表による。 15 10 116 15 10 15 10 117 工油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項から前項までに掲げるものとあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15年表のでは、第3欄の値は、それぞれ20、15年表のでは、第3欄の値は、それぞれ20のでは、第3欄の値は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のとする。 116 17 20 17 20 18 117 工程にあっては、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3欄のでは、第3欄の位は、それぞれ20のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第3機のでは、第	108	105の項から前項までに掲げるものを		40	
110	109		15	10	及び(2)の値は、それぞれ50、40
111	110	間物・合成染料・有機顔料製造工程		10	及び(2)の値は、それぞれ60、50
112 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ	111		15	10	
学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機額料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	112		15	10	
114 号109の項から前項までに掲げるものを除く。) 15 10 (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ500とする。(2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ500とする。	113	学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を		10	及び(2)の値は、それぞれ20、15
115脂肪族系中間物製造業15で使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ500とする。12151050、40とする。1520青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ500とする。	114	号109の項から前項までに掲げるもの		10	
116 メタン誘導品製造業	115	脂肪族系中間物製造業	15	10	て使用するものにあっては、第3欄 (1)及び(2)の値は、それぞれ 50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する 工程にあっては、第3欄の値は、それ
	116	メタン誘導品製造業	15	10	

		ntr ±	소 <i>+</i> - 티	Π
			含有量	
整理	業種その他の区分	(単位 ルにつき	1リット ミリグラ	備考
番号		ム)		via 4
		Cn	Cni	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	1,000	1,000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製 造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化 助剤として使用するものにあって は、第3欄(1)及び(2)の値は、 それぞれ50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、 それぞれ50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)		10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。(2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。(3) メラミン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうち アセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその 化合物を原料として使用するものに 限る。)にあっては、第3欄(1)及 び(2)の値は、それぞれ75、20と する。
	医薬品製剤製造業	15	10	
	生物学的製剤製造業	15	10	
	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
	動物用医薬品製造業	15	10	
	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	

整理番号	業種その他の区分		含有量 1リット ミリグラ	備考
		Cn	Cni	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除 く。)		10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整 品製造業	15	10	
141	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製 造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを 除く。)	20	10	
149	コークス製造業	1,000	800	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型 洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
	ガラス製加工素材製造業	20	10	
	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造 業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同 製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に 掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156 の項から前項までに掲げるものを除 く。)		10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
	砕石製造業	20	10	
	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
	うわ薬製造業	20	10	

整理番号	業種その他の区分		含有量 1リット ミリグラ	備考
		Cn	Cni	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあっては、 第3欄(1)及び(2)の値は、それ ぞれ1,000、800とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあっては、第3欄(1)及び (2)の値は、それぞれ55、40とす る。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げ るものを除く。)	15	10	
	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を 含む。) 又は電気炉(単独電気炉を 含む。)によるものに限る。)		10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び 183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び 183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
	亜鉛鉄板製造業	15	10	

			含有量 1リット	
整理番号	業種その他の区分	(単位 ルにつき ム)		備考
		Cn	Cni	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除 く。)		10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理 施設を設置するものにあっては、第3 欄 (1)及び (2)の値は、それぞ れ60、50とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるもの を除く。)	20	10	(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。(2)アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	90	10	民生用電気機械器具製造工程(窒素 又はその化合物による表面処理施設 を設置するものに限る。)又は半導 体素子製造工程にあっては、第3欄 (1)及び(2)の値は、それぞれ 30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。

		室素?		
整理		(単位	1リット	
番号	業種その他の区分	ルにつき ム)	ミリグラ	備考
		Cn	Cni	
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	20	10	平成14年9月30日までに他事業により 設置された汚水処理施設にあって は、第3欄(2)の値は、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年 法律第160号)第5条の2に規定する 施設をいう。)		15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	15	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	10	
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32 条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以 上500人以下のものに限る。)	20	10	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの を除く。)	20	10	
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	10	10	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (整理番号209の項、212の項(弁当 仕出屋に限る。)、213の項、214の 項、220の項、221の項、222の項、 223の項及び231の項を除く。)に あっては、第3欄の値は、それぞれ45 とする。